

別紙1

鴻池荘 訪問リハビリテーション

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0745-64-2065 (午前9時～午後5時まで) 直通

2. 訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域等

事業所名	医療法人 鴻池会 鴻池荘訪問リハビリテーション
所在地	奈良県御所市池ノ内1064番地
管理者	平井 基陽
介護保険指定番号	訪問リハビリテーション (奈良県 2951380001 号)
サービスを提供する地域 *	御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、大淀町、明日香村、(旧五條市)

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	医師	1名		1名
従事者	理学療法士	7名	1名	8名
	言語療法士	1名	名	1名

(3) サービスの提供

① サービス提供日

月曜日～土曜日 (日曜、12月31日～1月3日の年末年始を除く)

② サービスの提供時間

午前9時～午後5時

3. サービス内容

リハビリテーション実施計画書にて提示します。

別紙2

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として訪問リハビリテーション費（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(料金表)

訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーション	20分以上	500単位	5000円
	リハビリテーション マネジメント加算	実施毎	20単位	200円
	短期集中 リハ加算	(1ヶ月内) (2～3ヶ月)	実施毎	330単位 200単位 3300円 2000円
	介護予防短期集中リハ加算 (3ヶ月)	実施毎	200単位	2000円

(1) ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料 600円

利用者またはその家族より当事業所に対しキャンセルの申し出なく、訪問時、サービスを提供することができない場合、キャンセル料が発生します。

(3) 交通費

前期2の(1)のサービスを提供する方の地域の方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス提供従事者が訪問するための交通費の実費が必要です。

別紙3

(4) 料金の支払い方法

月締めで翌月15日頃に請求書にてご連絡させていただきますので、自動引き落とし等にて25日までにお支払い下さい。入金後、領収書を発行します。

(5) その他

サービスを提供するために使用する、衛生材料および水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所および市町村等へ連絡をします。

別紙4

サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

担 当 鴻池荘訪問リハビリテーション

電 話 0745-64-2065

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

市町村名：御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、
大淀町、明日香村

御所市役所	介護保険係	電話	0745-62-3001
大和高田市役所	介護福祉課	電話	0745-22-1101
橿原市役所	在宅福祉課介護保険係	電話	0744-22-8108
葛城市役所	新庄庁舎	電話	0745-69-3001
當麻庁舎		電話	0745-48-2811
五条市役所	介護保険係	電話	07472-2-4001
高取町役場	健康福祉課介護保険係	電話	0744-52-3334
大淀町役場	福祉課介護保険係	電話	0747-52-5501
明日香村役場	介護保険係	電話	0744-54-5550
奈良県国民健康保険団体連合会	介護苦情係	電話	0744-29-8326